

様式第7号

意見公募手続実施結果

- 1 題名 水戸市町内会・自治会の活動の活性化に関する条例の制定について
 2 案の公表日 令和6年9月19日（意見提出期限：令和6年10月18日）

（政策等を定める場合）

- 3 市民等からの意見数

計 3人 9件

(1) 郵送	0人	0件
(2) F A X	0人	0件
(3) メール	3人	9件
(4) 直接提出	0人	0件

- 4 提出意見及び提出意見を考慮した結果

意見等の概要	市の考え方（対応）
市の執行機関において町内会・自治会に関する窓口を設けることを条例の条項によって規定するべきである。	水戸市行政組織規則において「地域コミュニティの推進に関すること」の所管が市民生活課市民活動・消費生活係であることを規定しております。 町内会・自治会の対応については、本市の町内会・自治会を取りまとめしている水戸市住みよいまちづくり推進協議会と連携しながら進めております。
基本理念に、町内会・自治会の活動が（庁内外部・自治会外部の）諸活動との融和も目指すことを掲げるべきである。	条例の目的において、「町内会・自治会の活動の活性化を推進し、もって市民が相互につながり、支え合いながら、生来にわたり安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与する」と定めており、基本理念に融和の件を記載する必要がないと考えております。
条例における町内会・自治会の定義をするべきである。 加えて水戸市が町内会・自治会を把握する方法も条例に書いた方が良い。	御意見のとおり、町内会・自治会の定義は、条例に位置付けてまいります。 町内会・自治会の把握については、水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働

	<p>により毎年度実施しており，市の責務で定める「総合的な施策」の一部であり，個別の施策に特化した表記は，条例にはそぐわないものと考えております。</p>
<p>目的，基本理念より「活性化」とあるが，活性化の基準を教えてください。</p> <p>また，責務とあるが，それぞれの役割を整理すべきであるため，役割を教えてください。</p> <p>さらに，行政からの依頼業務等について，地域の必要性に応じて選択できる仕組みになっているか。</p>	<p>町内会・自治会の活性化について，特に基準は明示していませんが，町内会・自治会の加入率の低下に歯止めがかかるとともに，地域課題の解決に向け，住民同士が主体的に多様な活動に取り組んでいる状態のことです。</p> <p>また，条例において責務といった言葉を使用しておりますが，当該条例の場合，それぞれの主体における役割の意味で使用しております。</p> <p>さらに，「広報みと」の配布をはじめとした行政からの依頼業務等については，各町内会・自治会に一律でお願いをさせていただいております。このたび，「広報みと」のデジタル化に合わせて，紙媒体の配布を月2回から1回に見直しを図ったところであり，今後も町内会・自治会の負担軽減策を検討してまいります。</p>
<p>町内会・自治会の負担軽減について考えを伺いたい。</p> <p>また，市民及び事業者の責務において，経済的負担はどれくらいか。</p> <p>さらに，住みよいまちづくり推進協議会の透明性の向上のために，水戸市ホームページに予算，決算を公表してほしい。</p>	<p>町内会・自治会における負担を軽減していくことは重要であり，今年度は，「広報みと」のデジタル化に合わせて，紙媒体の発行を月2回から1回に見直しを図ったところでもあります。また，近年の電気代高騰を踏まえ，防犯灯補助金の引き上げを図ったところでもあります。今後とも，住民の皆様のご要望を伺うとともに，水戸市住みよいまちづくり推進協議会と協議しながら，町内会・自治会の負担軽減を検討してまいります。</p> <p>また，市民及び事業者は，現在も各町内会・自治会において会費等を負担していただいておりますが，条例制定後に新たな経済的負担が発生するものではありません。</p> <p>さらに，水戸市住みよいまちづくり推進協</p>

	<p>議会の予算書及び決算書は、現在ホームページでは公開しておりませんが、公開について同協議会と協議をしております。</p>
<p>目的において、水戸市におけるコミュニティ活動の「水戸市の独自性・先進性・進取性」について触れるべきである。</p> <p>また、透明性の向上等に向け、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び各地区会における事業運営・理事会・役員会に広く水戸市民がオブザーバーとして参画できる仕組みを条例で定めるべきである。</p> <p>さらに、広く市民の声に対して聴取できる仕組みづくりを条例に定めるべきである。</p>	<p>町内会・自治会の活性化や加入促進に関する条例は、現時点で全国で25自治体のみで制定しており、条例を制定すること自体が水戸市の独自性につながるものと考えております。</p> <p>また、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び各地区会の事業運営・理事会・役員会については、それぞれの団体において参加者を決定するものであるため、条例への位置づけはそぐわないものと考えております。</p> <p>さらに、市民の意見の聴取については、市民の責務に既に位置付けております。</p>
<p>水戸市住みよいまちづくり推進協議会に対する業務監査や会計監査を行う仕組みを条例で定めるべきである。</p> <p>また、協議会及び地区会が地方自治法第260条の2に基づく「認可地縁団体」として法人化を目指すことを条例に定めるべきである。</p>	<p>水戸市住みよいまちづくり推進協議会への監査等については、当該条例が町内会・自治会の活動の活性化に関する条例であるため、条例への位置づけはそぐわないものと考えております。</p> <p>また、水戸市住みよいまちづくり推進協議会及び地区会が認可地縁団体を目指すことは、それぞれの団体で判断するものであるため、条例への位置づけはそぐわないものと考えております。</p>
<p>町内会・自治会の回覧板の仕組みを見直し、デジタル化を拡充することも条例で明定すべきである。</p>	<p>町内会・自治会のデジタル化については、市の責務で定める「総合的な施策」の一部であり、個別の施策に特化した表記は、条例にはそぐわないものと考えております。</p> <p>なお、町内会・自治会のデジタル化は、「水戸市コミュニティ推進計画（第4次）」に位置付けております。</p>
<p>地方自治法第10条・第260条の2、水戸市環境基本条例、水戸市安全なまちづくり条例等を条例の補足資料集として位置付けるべきである。</p>	<p>条例の推進に当たっては、関係法令、条例、計画に留意するとともに、庁内関係各課及び関係団体との連携を図ってまいります。</p>

問合せ先 市民協働部市民生活課市民活動・消費生活係

担当 深谷，下田

電話 029-232-9151 内線 2021